# 判例六法　令和四年版
# 有効な改正前規定

## 「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和三年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和四年四月二日から令和五年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和五年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和三年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和四・五・一八までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつことになります。

令和三年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡例

**〈内容現在〉** 令和三年一〇月一日

**〈掲載内容〉** 判例六法令和四年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

**〈施行期日の範囲〉** 令和四年四月二日から令和五年三月三一日まで（令和五年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

**〈掲載の原則〉** 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

**〈改正法一覧〉** 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

**〈施行日決定一覧〉** 判例六法基準日（令和三年九月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

### 施行日決定一覧

| 法令名 | 施行期日 | 施行期日を定めた法令 |
|---|---|---|
| 労働者協同組合法（令和二法七八）附則第一条 | 令和四・一〇・一 | 令和三・九・一〇政二五二 |
| 特許法等の一部を改正する法律（令和三法四二）附則第一条本文及び第三号 | 附則第一条本文につき令和四・四・一、同条第三号につき令和三・一〇・一 | 令和三・九・一七政二五六 |
| 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三法五八）附則第一条第三号 | 令和四・一〇・一 | 令和三・九・二七政二六七 |

# 目次

## 公法

○裁判所法（昭和二三法五九）……三
○弁護士法（昭和二四法二〇五）……三
○内閣法（昭和二二法五）……三
○地方自治法（昭和二二法六七）……三
○公文書等の管理に関する法律（平成二一法六六）……四
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成一一法四二）……四
○個人情報の保護に関する法律（平成一五法五七）……五

## 民事法

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八法四八）……一三
○不動産登記法（平成一六法一二三）……一三
○借地借家法（平成三法九〇）……一三
○戸籍法（昭和二二法二二四）……一四
○会社法（平成一七法八六）……一五
○金融商品取引法（昭和二三法二五）……一五

## 刑事法

○刑事訴訟法（昭和二三法一三一）……一六
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五〇）……一六

## 社会法

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三法七六）……一七

## 産業法

○著作権法（昭和四五法四八）……一八

## ○裁判所法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）本則五条（令和四・一〇・一施行）

**第六六条（採用）**　①　司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

②　（略）

## ○弁護士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則六条（令和四・一・一二八までに施行）

**（職務を行い得ない事件）**

**第二五条**　（柱書略）

一―五　（略）

六　弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七　弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

八　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件（当該弁護士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

**（懲戒事由及び懲戒権者）**

**第五六条**　①　弁護士及び弁護士法人は、この法律（外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

②③　（略）

## ○内閣法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三・六・二三**法八四**）附則三条（令和四・六・二二までに施行）

②　**第一六条【国家安全保障局】**　①　（略）

（柱書略）

一　第十二条第三項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第一項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

新二　（略、改正により追加）

二　（略、改正後の三）

三　国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の四）

③―⑦　（略）

## ○地方自治法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則七条一号（令和四・一・一・二八までに施行）

**（住民訴訟）**

**第二四二条の二**　①―⑪　（略）

⑫　第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

有効な改正前規定（公文書等の管理に関する法律　行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

## ○公文書等の管理に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則五二条二号（令和四・五・一八までに施行）

**（特定歴史公文書等の保存等）**

**第一五条**①②（略）

③ 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

④（略）

## ○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則三四条（令和四・五・一八までに施行）

**（行政文書の開示義務）**

**第五条**（柱書略）

一（略）

一の二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

二―一六（略）

# ○個人情報の保護に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**
・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）本則五〇条（令和四・五・一八までに施行）

注　令和三三七本則五〇条による改正が施行される前の個人情報の保護に関する法律を次に掲げる。判例六法は本年版で大幅に収録条文を見直したため、ここでは、前年版（令和三年版）ポケット六法に収録した条文に限って、改正前の規定を掲げた。

## 第一章　総則

**（目的）**

**第一条**　この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人の権利利益を保護する。

**（定義）**

**第二条①**　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式をいう。次項第二号及び第二十一条第一項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人（個人識別符号が含まれるものを含む。）の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

**②**　個人識別符号が含まれるものは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二　個人に提供される役務の利用若しくは商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

**③**　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

**④**　この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定められるものを除く。）をいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

**⑤**　この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

**⑥**　この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

**⑦**　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

**⑧**　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定個人をいう。

**⑨**　この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該個人情報に含まれる記述等の一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

**⑩**　この法律において「仮名加工情報データベース等」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十五条の二第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

**⑪**　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一　第一項第一号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該個人情報に含まれる記述等の一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二　第一項第二号に該当する個人情報　当該個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

**⑫**　匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

**第三条**　個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

**（基本理念）**

## 第二章　国及び地方公共団体の責務等

（第四条から第六条まで）…略

## 第三章　個人情報の保護に関する基本方針（抄）

### 第一節　個人情報の保護に関する施策等

**第七条①**　政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**②**　基本方針は、次に掲げる事項の施策の推進に関する基本的な方向

一　個人情報の保護に関する施策のための措置

二　国が講ずべき個人情報の保護のための措置

三　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四　独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五　地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六　個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七　個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

**③**　内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について内閣議決の決定を求めなければならない。

**④**　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

**⑤**　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第二節　国の施策　から　第四節　国及び地方公共団体の協力　まで

（第八条から第一四条まで）…略

### 第四章　個人情報取扱事業者の義務等

### 第一節　個人情報取扱事業者等の義務

**（利用目的の特定）**

**第一五条①**　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

**②**　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

**（利用目的による制限）**

**第一六条①**　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

**②**　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前におけ

有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律　一条～一六条）

# 有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律一六条の二～二四条）

る当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

③ 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおぼすおそれがあるとき。

**（不適正な利用の禁止）**

**第一六条の二** 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

**（適正な取得）**

**第一七条①** 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

② 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおぼすおそれがあるとき。

**（取得に際しての利用目的の通知等）**

**第一八条①** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

③ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

④ 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

**（データ内容の正確性の確保等）**

**第一九条** 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

**（安全管理措置）**

**第二〇条** 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

**（従業者の監督）**

**第二一条** 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

**（委託先の監督）**

**第二二条** 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

**（漏えい等の報告等）**

**第二二条の二①** 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合で、当該事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を当該委託をした個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

② 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

**（第三者提供の制限）**

**第二三条①** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

② 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データが当該特定の者との間で共同して利用される個人データであって、その旨並びに共同して利用される者の範囲、利用される者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該第三者は、前項の規定にかかわらず、当該個人データの提供を受けることができる。

③ 個人情報取扱事業者は、前項第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

④ 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

⑤ 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

⑥ 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する場合には、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者の氏名又は名称若しくは住所を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

**（外国にある第三者への提供の制限）**

**第二四条①** 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び次項において同じ。）にある第三者（第三項第二号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該第三者による個人データの取扱いに関し参考となるべき情報を本人に提供した上で、当該第三者による個人データの取扱いが当該第三者において第三章第四節の規定の趣旨に適合する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適

# 有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律　二五条～三〇条）

② 用しない。

③ 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備して個人情報の保護に関する措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

**（第三者提供に係る記録の作成等）**

**第二五条①** 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

② 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

**（個人情報取扱事業者による第三者提供の確認等）**

**第二六条①** 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際して、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

② 前項の第三者の代表者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

**（第三者提供を受ける際の確認等）**

**第二六条①** 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際して、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

② 前項の第三者の代表者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

**（個人関連情報の第三者提供の制限等）**

**第二六条の二①** 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を事業の用に供している者であって、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報を個人関連情報データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは「講じ」と読み替えるものとする。

③ 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

**（保有個人データに関する事項の公表等）**

**第二七条①** 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求めに応じる手続（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

② 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項から第六項までの規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

**（開示）**

**第二八条①** 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難である場合については、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は第一項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

④ 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第一項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

**（訂正等）**

**第二九条①** 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

**（利用停止等）**

**第三〇条①** 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条若しくは第十七条の二の規定に違反して取り扱われているとき、又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

③ 保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑤ 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているとき、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

⑥ 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人

# 有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律　三一条―三七条）

の権利利益の侵害を防止するために必要限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑦　個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定により請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

**第三一条**　個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

**（開示等の請求に応じる手続）**

**第三二条①**　個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、次条第一項及び第三十四条において同じ）、第三二条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

②　個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人に対し、当該事項の提示に関して、その容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

③　開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

④　個人情報取扱事業者は、前二項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続に関して、当該請求等をしようとする者が容易に知ることができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

**（手数料）**

**第三三条①**　個人情報取扱事業者は、第二十七条第一項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

②　個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

**（事前の請求）**

**第三四条①**　本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達したときから二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、この期間の経過を待っていとまがないと認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

②　前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

③　前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

**（個人情報取扱事業者による苦情の処理）**

**第三五条①**　個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

②　個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第一節　仮名加工情報取扱事業者等の義務

**（仮名加工情報の作成等）**

**第三五条の二①**　個人情報取扱事業者は、（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、当該仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

②　個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る個人情報を取得したときは、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）を取得するときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

③　仮名加工情報取扱事業者である者に限り、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十六条第一項に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取扱ってはならない。

④　仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」とし、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

⑤　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。

⑥　仮名加工情報取扱事業者は、第二十九条第一項及び第三十条第一項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し」とする。

⑦　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱う に当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

⑧　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱う に当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便による送付若しくは電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

⑨　仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。

**第三五条の三①**　仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三十三条第五項及び第六項の規定において同じ。）を第三者に提供してはならない。この場合においては、第十六条第一項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」とし、同条第五項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し」とする。

②　第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報を受け取る者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各号」とあるのは「第三十五条の二第六項」とし、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し」とする。

③　第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報について準用する。この場合において、第二十条第一項中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい、滅失又は毀損」と、前条第七項中「ために」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

## 第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務

**（匿名加工情報の作成等）**

**第三六条①**　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

②　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関して個人情報保護委員会規則で定めるところにより公表しなければならない。これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

③　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

④　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る匿名加工情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

⑤　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱う に当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

⑥　個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を確保するよう努めなければならない。

**（匿名加工情報の提供）**

**第三七条①**　匿名加工情報取扱事業者は、第三者に匿名加工情報（自己と当該匿名加工情報を取り扱う事業者との間で当該匿名加工情報の作成に用いる個人情報を共有しないものに限る。）を提供しようとするときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る匿名加工情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

②　匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対して、当該提供に係る匿名加工情報の安全管理のための措置その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を確保するよう努めなければならない。

**第三七条**　匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報（以下この節において「提供される匿名加工情報」という。）の項目及びその提供の方法に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

**第三八条**　匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。第四十四条の十第二項において準用する第四十四条の十第一項において同条第二項において準用する第四十四条の二第一項において準用する第四十四条の二第一項において準用する第四十四条の二第一

い。

**第四八条**　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

**第四九条**　個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一　第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

二　第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

三　第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

**（変更の認定等）**

**第四九条の二**①　第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十八条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲の変更をしようとするときは、その認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

②　第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

**（廃止の届出）**

**第五〇条**①　第四十七条第一項の認定（前条第二項の変更の認定を含む。以下「認定」という。）を受けた個人情報保護団体（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

②　個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

**（対象事業者）**

**第五一条**①　認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第十五条第四項の規定による措置をとったにかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

②　認定業務の対象から除外された対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

**（苦情の処理）**

**第五二条**①　認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

②　認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

③　対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

**（個人情報保護指針）**

**第五三条**①　認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理の措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

②　認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会に遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

③　個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

④　認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守するために必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

**（目的外利用の禁止）**

**第五四条**　認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

**（名称の使用制限）**

**第五五条**　認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

**（報告の徴収）**

**第五六条**　個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定業務に関し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

**（命令）**

**第五七条**　個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

**（認定の取消し）**

**第五八条**①　個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三　第五十四条の規定に違反したとき。

四　前条の命令に従わないとき。

五　不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第四十九条の二第一項の変更の認定を受けたとき。

②　個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

**第六節　送達**

**（送達すべき書類）**

**第五八条の二**①　第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第四十二条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第四十三条第一項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

②　第四十二条第三項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第三項又は第三十条の書類を送達して行う。ただし、この場合において、同法第十五条第三項に関しては、適用しない。

**第五八条の三**　前条の規定により、同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によって準用する民事訴訟法の準用」

**（送達に関する民事訴訟法の準用）**

**第五九条**　送達については、民事訴訟法第九八条、第百三条、第百三条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条の規定中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「個人情報保護委員会」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

**（公示送達）**

**第五八条の四**①　個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百六条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

三　前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

②　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。

③　公示送達は、前項の規定により掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

④　外国においてすべき送達についてした公示送達については、前項の期間は、六週間とする。

**（電子情報処理組織の使用）**

**第五八条の五**　個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する処分通知等であって第百五十一条第一項の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うこととしている民事訴訟法第九条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

## 第五章　個人情報保護委員会

**（設置）**

**第五九条**①　内閣府設置法第四九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

②　委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

**（権限）**

**第六〇条**　委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることに鑑み、個人の権利利益を保護するとともに、個人の権利利益を保護する観点を含めて個人情報の利用等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対す

有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律　六一条―七八条）

る指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

**第六一条**（所掌事務）　委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の策定及び推進に関すること。

二　個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い、仮名加工情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）

三　認定個人情報保護団体に関すること。

四　特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三条第四項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五　特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

六　個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七　前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八　所掌事務に係る国際協力に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

**第六二条**（職権行使の独立性）　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

**第六三条①**（組織等）　委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

②　委員のうち委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

③　委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験の者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十二条の三第一項（連合組織に同項に規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

**第六四条①**（任期等）　委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

②　委員長及び委員は、再任されることができる。

③　委員長及び委員は、任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

④　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

⑤　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

**第六五条**（身分保障）　委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　破産手続に従い開始の決定を受けたとき。

二　この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三　禁錮以上の刑に処せられたとき。

四　委員長により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

**第六六条**（罷免）　内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

**第六七条①**（委員長）　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

②　委員会があらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

**第六八条①**（会議）　委員会の会議は、委員長が招集する。

②　委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

③　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

④　第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

⑤　委員長に事故があり場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

**第六九条①**（専門委員）　委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

②　専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

③　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

④　専門委員は、非常勤とする。

**第七〇条①**（事務局）　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

②　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

③　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

**第七一条①**（政治運動等の禁止）　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

②　委員長及び常勤の委員は、在任中内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

**第七二条**（秘密保持義務）　委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

**第七三条**（給与）　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

**第七四条**（規則の制定）　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

## 第六章　雑則（抄）

**第七五条**（適用範囲）　この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報又は匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

**第七六条①**（適用除外）　個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）　報道の用に供する目的

二　著述を業として行う者　著述の用に供する目的

三　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的

四　宗教団体　宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五　政治団体　政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

②　前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることを含む。）をいう。

意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

③　第一項各号に掲げる個人情報は匿名加工情報安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等（個人関連情報を除く。以下この項において同じ。）の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いに関する必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

**第七七条**（地方公共団体が処理する事務）　第十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

**第七八条①**（外国執行当局への情報提供）　委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

②　前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

③　委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意を当該要請に係る外国執行当局に対し、その旨を通知しなければならない。

一　当該要請に係る刑事事件が捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であると認められる犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものであると認められるとき。

二　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合においては、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

④　委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

**（国際約束の誠実な履行等）**

**第七八条の二**　この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

**（国会に対する報告）**

**第七九条**　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

**第八〇条及び第八一条**　（略）

## 第七章　罰則

**第八二条**　第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第八三条**　第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第八四条**　個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第八五条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第八六条**　第八十二条及び第八十四条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第八七条**①　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第八十三条及び第八十四条　一億円以下の罰金刑

二　第八十五条　同条の罰金刑

②　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第八八条**　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第二十六条第二項（第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の規定に違反した者

二　第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二八条（令和四・一・二八までに施行）

**（費用等の請求）**

**第二八二条**① 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③ （略）

## ○不動産登記法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則四四条（令和四・五・一八までに施行）

**（地上権の登記の登記事項）**

**第七八条**（柱書略）

一・二 （略）

三 存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条前段若しくは第二十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがあるときは、その定め

四・五 （略）

**（賃借権の登記等の登記事項）**

**第八一条**（柱書略）

一―七 （略）

八 借地借家法第二十二条前段、第二十三条第一項、第三十八条第一項前段若しくは第十九条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがあるときは、その定め

**（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）**

**第一五五条** 登記簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

## ○借地借家法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則三五条（令和四・五・一八までに施行）

**（定期借地権）**

**第二二条**（略、改正後の①）

②（改正により追加）

**（定期建物賃貸借）**

**第三八条**① （略）

②新② （改正により追加）

前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。（改正後の③）

新④ （改正により追加）

③ 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。（改正後の⑤）

④―⑦ （略、改正後の⑥―⑨）

**（取壊し予定の建物の賃貸借）**

**第三九条**①② （略）

③（改正により追加）

# ○戸籍法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則八条（令和四・一一・二八までに施行）

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則一八条（令和四・五・一八までに施行）

**第一〇条の二（第三者による戸籍謄本等の交付請求）**①② （略）

③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

④ （住書略）

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。）

二―五 （略）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤⑥ （略）

**第二二九条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）** 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

## ○会社法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二七条（令和四・一・一・二八までに施行）

・労働者協同組合法（令和二・一二・一一法七八）附則三四条（令和四・一〇・一施行）

**（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）**

**第三三条**①～④（略）

⑤ 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

⑥～⑨（略）

⑩（柱書略）

一・二（略）

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合（第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

⑪（柱書略）

一～四（略）

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士法人、公認会計士法人、監査法人、税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合においては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた現物出資財産の価額

⑨（柱書略）

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士法人、監査法人、税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合においては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた現物出資財産の価額

⑩（柱書略）

五（略）

**第二七条**①～⑧（略）

⑨（柱書略）

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第百二十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合においては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた現物出資財産の価額

**第二八四条**①～⑧（略）

⑨（柱書略）

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第三百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合においては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた現物出資財産の価額

五（略）

⑩（柱書略）

一～三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

**（費用等の請求）**

**第八五二条**① 責任追及及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③（略）

**（欠格事由）**

**第九四三条**（柱書略）

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第一三二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第一百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二号）第百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条の二第六項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三十三条の二第六項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条の二十八第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二十六条の二第六項、行政書士法（昭和二十六年法律第百四十七号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条の二第四項、税理士法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十三条の十九の二第六項（同法第十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第一百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第一百一号）第十七条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の九第七項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十三条の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第一百一十六号）第八条の二第五項、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十九条の二第二項（保険業法（平成七年法律第百五号）第六十条の二及び第百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十二年法律第百五号）第百九十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十九号）第九十六条の二第四項、信託業法（平成十七年法律第百一号）第二十五条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成二十一年法律第百五十三号）第二十条第四項、第六十条第七項及び第六十三条の二第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定に違反した理事、又は執行役を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

## ○金融商品取引法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三・五・二六法四六）本則三条（令和四・五・二五までに施行）

**（書面による解除）**

**第三七条の六**① 金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し政令で定める場合を除きものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める期間（当該取引契約の解除を行うことができる。

② 前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③～⑤（略）

---

有効な改正前規定（会社法・金融商品取引法）

## ○刑事訴訟法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一一条（令和四・一一・二八までに施行）

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則二〇条（令和四・五・一八までに施行）

**第五三条の二【情報公開法等の適用除外】**①（略）

②訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。

③④（略）

**第七六条【勾引された被告人と公訴事実・弁護人選任権の告知】**

①（略）

②前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③④（略）

## ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条三号（令和四・一一・二八までに施行）

**（信書の検査）**

**第二七条**①（柱書略）

一・二（略）

三　受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

②（略）

# ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）本則二条（令和四・一〇・一施行）

**（育児休業の申出）**

**第五条**① 労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。第三項（中略）において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

② 前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二二年法律第四九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出により育児休業を除く。）をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、同項の申出をすることができない。

③ 労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であってその配偶者が当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において育児休業をしているものにあっては、当該子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

一・二 （略）

三 （改正により追加）

④ 労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

一 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

二 （略）

三 （改正により追加）

⑤ 第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項ただし書中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

⑥ 第一項、第三項及び第四項の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。この場合において、第三項の規定による申出（あっては当該申出に係る子の一歳到達日の翌日を、第四項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。

一・二 （改正により追加）

⑦ 第一項ただし書、第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日（中略）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

**（育児休業期間）**

**第九条**① （略）

② （柱書略）

一・二 （略）

三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

③ （略）

新**第九条の二**―**第九条の五** （改正により追加）

**（不利益取扱いの禁止）**

**第一〇条** 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

**（準用）**

**第一六条** 第十条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

**（準用）**

**第一六条の四** 第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

# ○著作権法

有効な改正前規定（著作権法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・著作権法の一部を改正する法律（令和三・六・二法五二）本則一条（令和四・六・一までに施行）

**（著作物の発行）**

**第三条**① 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又その許諾（第六十三条第一項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十七条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によって作成され、頒布された場合（第二十八条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

②③ （略）

**（著作物の公表）**

**第四条**① 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項、第七十七条第三項ただし書及び第七十七条第三項ただし書において同じ。）を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条第三項ただし書において同じ。）を得た者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条第三項ただし書において同じ。）を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示方法で公衆に提示された場合（建築の著作物については、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によって建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

②―⑤ （略）

**（図書館等における複製等）**

**第三一条**① 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第二項において「図書館等」という。）は、次に掲げる場合には、その営利目的（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合に、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

③ 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて自動公衆送信を目的とする場合に、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等における営利を目的とした事業として、当該図書館等における公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

④―⑦ （改正により追加）

**（営利を目的としない上演等）**

**第三八条**① 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観覧者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

②―⑤ （略）

**（翻訳、翻案等による利用）**

**第四七条の六**① （柱書略）

一 （略）

二 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 （略）

**（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）**

**第四七条の七** 第三条の二第二項、第十条の三、第二十条の四、第三十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十八条第一項、第四十一条から第四十三条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは第四十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二（第四十七条第一項若しくは第四十七条の五又は第四十七条の六第一項若しくは第三項後段に係る場合に限る。）、第四十八条第一項若しくは第三項後段、第四十九条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第三項後段（第三十三条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第三項後段を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段（第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段を除く。）を除く。）の規定により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段の規定により公衆に提供されている著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物があつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を譲渡（これらの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三十八条第一項又は第四十二条の規定に係る場合があつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物があつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段に係る場合があつては、映画の著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三十八条第一項又は第四十二条の規定に係る場合があつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段を除く。）を除く。）の譲渡により公衆に提供されている著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三十八条第一項又は第四十二条の規定に係る場合があつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段を除く。）を除く。）の規定により公衆に提供されている著作物の複製物について準用する。この場合において、第三十条の三、第三十一条第一項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十七条第二項ただし書及び第四十二条第二項ただし書並びに第四十七条の二第二項ただし書及び第四十七条の五第二項ただし書並びに第四十七条の六第二項ただし書中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と、同条第二項ただし書中「著作権を」とあるのは、「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

②（略）

**（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）**

**第四七条の七** 第三条の二第二項、第十条の三、第二十条の四、第三十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十八条第一項、第四十一条から第四十三条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは第四十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二（第四十七条第一項若しくは第四十七条の五又は第四十七条の六第一項若しくは第三項後段に係る場合に限る。）、第四十八条第一項若しくは第三項後段、第四十九条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段（第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段を除く。）を除く。）の規定により公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定により公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定により公衆に譲渡する場合に限り、これらの規定により作成された複製物（次項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該複製物を含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二―六 （略）

②（柱書略）

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二本文、第三十五条第一項、第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的をもつて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二―七 （略）

**（出版権の制限）**

**第八六条**① 第十条の二から第十条の四まで、第三十一条第一項及び第三十八条第一項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段（第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条第三項若しくは第三項、第三十五条第一項若しくは第三項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十七条の二第二項、第四十七条の五第二項若しくは第四十七条の六第二項若しくは第三項後段又は第四十三条の四第二項若しくは第三項後段を除く。）を除く。）の規定により公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定により公衆に譲渡する場合に限り、これらの規定により作成された複製物（次項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該複製物を含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二―六 （略）

②（柱書略）

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二本文、第三十五条第一項、第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的をもつて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二―七 （略）

の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的をもつて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、当該複製物を含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二―六 （略）

②（柱書略）

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二本文、第三十五条第一項、第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的をもつて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二―七 （略）

条第三項、第三十七条の二本文（同条第一号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第一項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四　（略）

③　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第三項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

**（著作隣接権の制限）**

**第一〇二条**①―⑧　（略）

⑨　（柱書略）

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第一号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二―五　（略）